

様式外1

## ○工事請負業者の指名停止状況

※指名停止期間中のものを掲載しております。

No.	商号又は名称	本店所在地区分	指名停止期間			指名停止措置要件該当項目等	指名停止理由
			12か月	R6.10.4	R7.10.3		
1	高橋土建株式会社	市内	12か月	R6.10.4	R7.10.3	山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱別表第2(6)競売入札妨害又は談合	高橋土建株式会社の代表取締役は、山形県住宅供給公社が発注した「山形北インター産業団地造成工事に伴う建設残土運搬工事」の指名競争入札において、同公社職員と共謀し、非公表である入札に関連する金額や入札参加予定業者名などを事前に聞き出し、公正な入札を妨害した疑いがあるとして、令和6年9月26日、公契約関係競売等妨害の容疑により山形県警に逮捕された。
2	明光技研株式会社	市外	12か月	R7.3.5	R8.3.4	山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱別表第2(6)競売入札妨害又は談合	明光技研株式会社の代表取締役は、高島町が発注した「川合橋外橋梁補修設計業務」において、同町職員から不当に価格情報を得て、入札の公正を害したとして、令和7年2月16日、公契約関係競売等妨害の容疑により山形県警に逮捕された。
3	パナソニック産機システムズ株式会社	県外	2か月	R7.3.5	R7.5.4	山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱別表第2(8)建設業法違反	パナソニック産機システムズ株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたとして、令和7年1月31日、国土交通省関東地方整備局から、令和7年2月15日から22日間の営業停止処分を受けた。